

ほっとスペース 稲毛ペコリーノ 介護福祉士実務者研修講座（通信課程）学則

第1章 総則

（目的）

第1条

ほっとスペース 稲毛ペコリーノ 介護福祉士実務者研修講座（通信課程）（以下、「本校」という。）は、社会福祉士及び介護福祉士法第40条第2項第5号の規定に基づく介護福祉士試験の受験資格を得させるための研修を行い、介護福祉士として必要な知識及び技能を授け、地域社会における地域福祉の担い手として貢献し得る人材を養成することを目的とする。

（名称）

第2条

研修の名称は、ほっとスペース 稲毛ペコリーノ 介護福祉士実務者研修講座（以下、「本講座」という。）と称する。

（位置）

第3条

本校は、千葉県千葉市稲毛区小仲台 2-12-2 シオンビル 2 階に置く。

第2章 研修期間、定員、受講料、対象地域及び在籍期間等

（研修期間、定員及び対象地域）

第4条

本講座の研修期間、定員 及び対象地域は、次のとおりとする。

研修期間	1年間の学級数	1年間の定員	1クラスの定員	対象地域
1月以上	18	324名	18名	東京都、千葉県、茨城県、埼玉県 その他、面接授業が可能な地域

（入学及び修了の時期）

第5条

本講座の入学時期は、毎月の1回以上とし、修了時期は①～③の通りとする。

- ① 平成 28 年 3 月 31 日までに受講を開始した者：受講開始から 6 月後
- ② 受講開始時期を問わず、無資格で受講した者：受講開始から 6 月後
- ③ 平成 28 年 4 月 1 日以降に受講を開始したア～オの有資格者：受講開始から 1 月以上
ア. 訪問介護員養成研修（1～3 級）イ. 介護職員初任者研修 ウ. 介護職員基礎研修
エ. 喀痰吸引等研修 オ. その他上記に掲げる課程に準ずる課程

（在籍期間・受講料）

第6条

在籍期間が 2 年目以降になる場合には、期間延長の手続きをとり、校長の許可を得なければならない。

ホームヘルパー3級 無資格	ホームヘルパー2級 介護職員初任者研修	ホームヘルパー1級	介護基礎研修
135,000円	105,000円	78,000円	28,000円

保有資格により受講料は異なる。

第3章 教育課程及び授業方法

(教育課程及び授業時間数)

第7条

- 1、本校の教育は、通信制により行う。
- 2、本講座の教育課程及び授業時間（実時間）数は、別表のとおりとする。

(授業方法)

第8条

- 1、授業は、教材を配布し、質問応答、学習課題に対するレポートの提出及び面接授業その他適切な方法により行う。
- 2、面接授業は、ほっとスペース 稲毛ペコリーノにおいて行う。

(印刷教材による授業)

第9条

- 1、受講生は、第7条第2項に定める授業科目ごとの時間数を自宅学習し、示された学習課題について、それぞれ定められたところによりレポートで提出し、添削指導及び評価を受けなければならない。
- 2、受講生は、教材の内容についてファックスにて質問することができるものとし、質問に関する郵送料、通信料は、受講生の負担とする。

(面接授業)

第10条

- 1、面接授業は、第7条第2項に定める授業科目及び時間数又は回数とする。
- 2、面接授業期間内に面接授業科目の理解度を評価するため、小レポートを提出させる。

(面接授業の開催時期等)

面接授業の開催時期等については、別に定めるところによる。

(科目の修了認定)

第11条

- 1、介護職員初任者研修、訪問介護員要請研修、介護職員基礎研修、認知症介護実践者研修及び喀痰吸引等研修を修了している場合のほか、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定を受けている介護福祉士学校及び福祉系高等学校等並びに厚生労働大臣の指定を受けている介護福祉士養成施設が行う教育科目（介護福祉士実務者研修の教育内容と同様の教育を行う科目に限る。）の一部及び介護福祉士実務者研修の教育科目の一部を修得している場合

並びに地域の団体等で実施されている研修であって、一定の内容・質、時間数が担保されているもの（厚生労働省地方厚生（支）局に届け出て受理されたものに限る。）を修了している場合には、科目単位で本校で履修し修得したものとみなす（次項及び第3条において、「修了認定」という。）ことがある。

2、前項に定める研修等のうち、介護職員初任者研修、訪問介護員養成研修、介護職員基礎研修、認知症介護実践者研修及び喀痰吸引等研修を修了した者の前項の規定に基づく修了認定については、「実務者研修における「他研修等の修了認定」の留意点について（平成23年11月4日社援基局1104第1号厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知）」の別添1のとおり取扱うものとする。

第4章 受講資格、受講許可及び除籍

（受講資格及び受講許可）

第12条

- 1、本講座を受講することができる者は、本講座受講申込期間の定員数内に応募し、所定期日までに受講料を納付した者とする。
- 2、学校長は、前項の受講資格を満たす者に受講を許可する。

（除籍）

第13条

次の各号に該当する者は、教員会議の議を経て、学校長が除籍する場合がある。

- 一 納付すべき受講料を所定の期日までに納付しない者
- 二 面接授業を無断欠席した者

第5章 学習の評価及び教育課程修了の認定

（学習の評価）

第14条

- 1、学校長は、第7第2項の教育課程の定めるところにより修了すべき科目についてのレポート評価、面接授業の出席及び小レポートより成績を判定し、その合格者に対して当該科目の修了を認定する。
- 2、レポートの成績評価は、**7割以上を合格とする。**
- 3、教育課程に定める面接授業の出席時間数が3分の2以上に満たない者については、当該科目の認定をすることができない。
- 4、レポートの成績評価が不合格の場合、又は面接授業が不合格になった科目については、指定する期限、方法によりレポートの再提出、又は面接授業の再履修を認めることができる。この場合においては、所定の手続きをとり、本校の許可を得なければならない。
- 5、受講後2年目以降も引き続き、前項に定めるレポートの再提出及び面接授業の再履修になる科目は、再履修科目として取り扱う。この場合においては、学校長の許可を得なければならない。

(修了)

第15条

本講座に1月以上在籍し、所定の教育課程を修めた者に対しては、教員会議の議を経て、学校長が修了を認定する。

(修了証明書の授与)

第16条

前条の規定により修了が認定された者に対し、学校長は、修了証明書を授与する。

第6章 賞罰

(表彰)

第17条

成績、性行ともに優れ、他の模範となる者は、教員会議の議を経て、学校長が表彰することがある。

(懲戒)

第18条

- 1、本校の受講生としての本分に反する行為をした者は、教員会議の議を経て、学校長が懲戒する。
- 2、前項の懲戒は、除籍及び訓告とする。
- 3、前項の除籍は、次の各号の一に該当する者に対して行う。
 - 一 性行不良で改善の見込みがない者
 - 二 正当な理由がなくて、出席が常でない者
 - 三 本研修課程の秩序を乱し、その他受講生としての本分に著しく反した者

第7章 受講料の返還

(受講料の返還)

第19条

自己都合により途中解約する場合は、所定の用紙にて解約届けを提出する。
返金については、別途規定「[契約の解除について](#)」のとおりとする。

第8章 補則

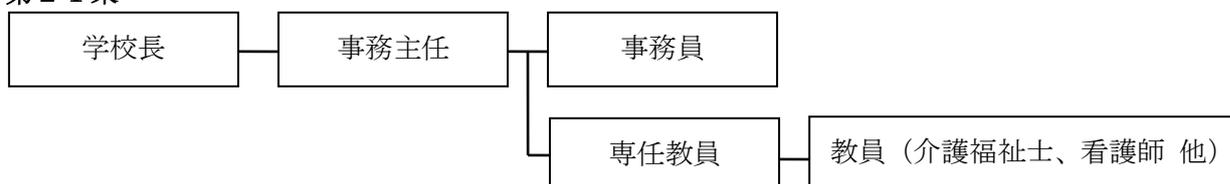
(学則の改廃)

第20条

この学則の改廃は教員会議の議を経て、学校長の承認を得るものとする。

(組織図)

第21条



(休業日)

第22条

休業日 : 木曜日、日曜日

営業時間 : 8:30~17:30

※その他、本校が指定する日。

※休業日は変更する場合があります。

第23条

この学則に定めるもののほか必要な事項は、学校長が別に定める。

附則

制定 この学則は、平成27年11月1日から施行する。

改定 この学則は、平成28年4月1日から施行する。

改定 この学則は、平成30年5月1日から施行する。